

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2026年度以降）〔改訂版〕」の意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	63	5-1.影響を受ける他の事業者の同意の取得項目内の【注】の以下記載について意見があります。 記載：容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。 意見：昨年度、調整期間終了後に属地TSOより流通設備作業の変更依頼を受けた実例があったことを受け、調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から流通設備作業に起因する調整依頼が発生した場合等、容量提供事業者の責によらない容量停止計画の追加・変更を許容すること、またこの場合、ペナルティが発生しないことを明確にご記載いただきますようお願いいたします。なお、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更時において経済的ペナルティが発生しないことは、第3章容量停止計画の調整手続の42頁注2「調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」に記載のただし書きの記載で担保されていると考えておりますが、より明示的に規定いただけると幸甚です。	ご指摘を踏まえ、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合についての追加・変更を認める旨を業務マニュアルに反映いたします。
2	9	注5にて「変動電源（単独）は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。」と記載されています。 ご記載いただいているとおり、変動電源（単独）については、調整係数にて停止電力が考慮されているため、容量停止計画の提出は供給信頼度評価へ影響がないと考えております。 供給信頼度評価へ影響がないものの、作業計画把握のために提出が必要となっておりますが、電力広域的運営推進機関殿より公表していただいている「作業停止計画調整スケジュール変更の概要」とおり、以前は提出時期に相違があることから変動電源（単独）においても作業把握のために提出が必要と理解しておりました。 作業停止計画調整スケジュール変更案のとおり、容量停止計画と作業停止計画の7月末の長期固定電源の容量停止計画の提出に合わせて、作業停止計画の原案提出を7月末へ前倒しし、8月以降、流通作業等においても一体的な作業調整を可能とするように変更いただいたことから、変動電源（単独）において、「作業計画把握」は容量停止計画でなくても、把握できるかと思えます。 容量停止計画への提出を省略できるようご検討いただきたい。提出が必要な場合は必要性をご教授いただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。対象実需給2027年度向けの調整業務はこれまで通りのルールでの運用とさせていただきます。 今後の対応につきましては検討いたします。
3	9	注5の記載について修正を提案します。 原文：「なお、純揚水の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」 修正案：「なお、純揚水・蓄電池の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」 理由：2027年度から蓄電池も安定電源の対象とされているため。	ご記載いただいた通り 「なお、純揚水の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」 ⇒「なお、純揚水・蓄電池の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」に修正いたします。
4	8	注4の3ボツ目について、いつ公表された記載断面に基づきkW算定をするのか明記いただけないでしょうか。	対象実需給年度2年前のものを参照して算定してください。対象実需給年度2027年度向けの場合は、2025年度をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2025.html ご指摘を踏まえ、業務マニュアルに追記いたします。
5	17	容量停止計画の提出方法として、CSVによる登録と、容量市場システム上で直接登録する2パターンが記載されていますが、本登録方法は新規登録時に限定されるのでしょうか。 登録済容量停止計画の登録内容の変更方法についても同様の登録方法が可能という理解でよろしいでしょうか。	新規登録のみではなく、変更の際にもCSVファイルのアップロードによる登録、容量市場システム上で直接登録のいずれの方法でも登録が可能です。
6	44	注4の記載について、“作業可能量”は誤記であり、正しくは“作業停止量”ではないでしょうか。	作業可能量でも誤りではありませんが、明確化の観点からご指摘を踏まえ、修正いたします。

項番	頁	ご意見	回答
7	73	容量提供事業者の事由か否かについては、計画が追加・変更された都度、容量提供事業者を確認されるのでしょうか。実需給2年度前の容量停止計画の調整業務とは異なり、異議申立手続きの記載がなかったため確認させていただいた次第です。	業務マニュアル『5.2変更が生じた旨の連絡』に記載のとおり、容量停止計画の提出前にメールにて変更理由を受領しますので、その際に個別に確認いたします。
8	73	「容量提供事業者の事由」に該当しない例を記載いただけないでしょうか。例えば、メーカー・業者都合に依るものは「容量提供事業者の事由」ではないのではないのでしょうか。実需2年度前に実施する容量停止計画の調整業務とは扱いが異なるのでしょうか。	業務マニュアルに記載のとおり、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更が例として該当します。その他の個別事例については、発生した都度判断させていただきます。
9	73	実需給前年度4月頃に供給信頼度評価を公表した後～実需給前年度7月頃に供給信頼度評価を公表するまでの間に容量停止計画を追加・変更した時、4月公表断面では供給信頼度確保に影響があったが、7月公表断面では影響がなかった場合などにおけるペナルティの判定基準を明確にいただけないでしょうか。	・実需給前年度の2月頃に公表する供給信頼度評価にて、判断いたします。 対象実需給2026年度向けの算定結果につきまして以下に掲載を予定しております。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/2026/index.html ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを明確化いたします。
10	73	実需給2026年度について、前年度の4月頃の追加オークション開催判断時（今年4月）の供給信頼度評価を公表される予定はありますでしょうか。	対象実需給2026年度の追加オークション約定結果公表資料（7月末頃公表予定）に記載する予定です。
11	73	実需給2年度前の2月末頃の判断結果で当該エリアの減額率が0%だった場合、かつ調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更していないのであれば、それ以降に更新された供給信頼度評価に依らず、後からペナルティが科されることはないという認識でよろしいでしょうか。	実需給2年度前の2月末頃の判断結果で当該エリアの減額率が0%だった場合、かつ調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更していないのであれば、それ以降に更新された供給信頼度評価に依らず、後からペナルティが科されることはありません。
12	73	1.5倍のペナルティ要素対象か否かの判定はいつ頃されるのでしょうか。容量停止計画を追加・変更してから数か月以内、もしくは年度末に判定されるのでしょうか。	・実需給前年度の2月頃に公表する供給信頼度評価にて、判断いたします。 対象実需給2026年度向けの算定結果につきまして以下に掲載を予定しております。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/2026/index.html ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを明確化いたします。